

「令和6年度学校における障害者雇用推進事業」業務委託

仕 様 書

1 事業名

令和6年度学校における障害者雇用推進事業

2 本事業の目的

専門家の知見を交えて、学校の業務内容を精査して障害特性に合わせた業務設計を行うとともに、共に働く教職員に向けて障害者雇用の理解浸透の推進を行うことにより雇用環境を向上させ、学校における障害者雇用を促進することを目的とする。

2 委託業務の主な内容

(1) 障害者向け業務の切り出し

先行事例の検証や県内公立学校への聞き取り調査等を通して、特性に応じて障害者が担える業務を抽出する。

(2) 業務設計及び新規雇用計画の立案

障害者向け業務を検討して雇用枠を設計し、障害者の法定雇用率達成に向けた新規雇用計画を立案する。

(3) 教育現場での障害者雇用についての理解浸透の推進

障害を持つ教職員と共に働く教職員に向けて、研修会の実施や啓発用資料の作成等、障害者雇用についての啓発活動を行う。

(4) 中間報告及び最終報告

事業の進捗状況について、随時情報共有を行う他、(1)(2)について令和6年9月末時点で中間報告を、(1)～(3)について令和7年1月末時点で最終報告を行う。

3 委託業務の対象となる範囲

対象地域：奈良県全域

学校数（令和6年度）：

小学校187校、中学校103校、高等学校29校、特別支援学校10校

※小学校には義務教育学校（前期）を含む。中学校には義務教育学校（後期）を含む

※2の委託業務の主な内容(1)及び(2)については、特に県立高等学校及び特別支援学校を対象とする。

4 業務委託の期間

契約日から令和7年3月31日まで

5 委託上限金額

3,000千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む。）を限度とする。

6 業務内容の変更等

次の各号のいずれかに該当する場合には、奈良県教育委員会事務局と受託者との協議により委託内容を変更することができる。この場合において、委託料の金額の変更については、奈良県教育委員会事務局の積算によるものとする。

(1) 内容の追加又は変更、期限の変更のため、所定の委託料の金額が著しく不相当であると認められるに至ったとき。

(2) 奈良県教育委員会事務局の作成した通知書の不備のため、受託業者の作業が著しく阻害されたとき。

7 業務完了報告及び費用の請求

受託者は、すべての委託業務終了後、業務完了報告書を奈良県教育委員会事務局に提出すること。また、成果品として、2の委託業務の主な内容事業(3)及び(4)において作成した啓発用資料や研修会における資料、報告書や報告書にかかる資料等について、書面及び電子記録媒体に保存したデータにて納品すること。納品する資料の範囲や実績報告書の様式については、別途協議の上定める。奈良県教育委員会による検査確認が完了次第、奈良県教育委員会事務局の定める方法により、委託料の請求を行うこと。

8 その他

- (1) 本委託業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本委託業務の処理に関し事故が発生したときは、遅滞なく奈良県教育委員会事務局に報告し、指示を受けること。
- (3) 本委託業務の遂行に必要な経費は契約金額に含まれるものとし、教育委員会事務局は契約金以外の費用は負担しない。
- (4) 本委託業務の全部又は一部について、他に委託してはならない。但し、業務の一部を第三者に委託することについて事前に奈良県教育委員会事務局の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 成果品の著作権は奈良県教育委員会事務局に帰属し、納品後、奈良県教育委員会事務局が独自に加工・コピーし、製本及び印刷を行い、公表できるものとする。受託者は、奈良県教育委員会事務局の承認を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (6) 本委託業務にかかる聞き取り調査の結果等については、個人情報が含まれることから取り扱いには十分注意し、業務を行うにあたっては個人情報保護法及び「個人情報取扱特記事項」「情報セキュリティに係る特記事項」を遵守すること。契約期間終了後においても同様とする。また、「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定める。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

<別紙>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、奈良県教育委員会事務局（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があること、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指

示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別紙>

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(個人情報保護方針等の策定)

第1 個人情報等を取り扱う場合は、個人情報保護方針、プライバシーポリシー又はこれらに準ずる規定等を策定し、利用目的を明らかにした上で、受託業務に必要な範囲で取り扱うこと。

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されているものを再委託先として選定すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、委託先端末等に保存されている個人情報等は、委託者の指示がある場合および当該端末を廃棄する場合は完全に消去すること。

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合は、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合は、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第 12 発注者又は受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合は、適切に設定されているか確認すること。